留　監　第　４　９　号
令和　８　年　８　月２０日

留萌市長　益　田　克　己　　様

留萌市監査委員　武　田　浩　一
留萌市監査委員　村　上　　均

令和７年度健全化判断比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された令和７年度健全化判断比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

令和７年度健全化判断比率審査意見書

１　審査の対象

令和７年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

２　審査の期間

令和８年８月４日から令和８年８月１９日まで

３　審査の概要

この健全化判断比率審査は、留萌市監査基準に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として実施した。

４　審査の結果

⑴　総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和７年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ ％	13.73 ％	20.00 ％
連結実質赤字比率	－ ％	18.73 ％	30.00 ％
実質公債費比率	8.8 ％	25.0 ％	35.0 ％
将来負担比率	－ ％	350.0 ％	－ ％

⑵　個別意見

①　実質赤字比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、一般会計実質収支額は356,472千円の黒字で、実質赤字比率は発生しないことから、特に指摘すべき事項はない。

②　連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は一般会計、特別会計の実質収支額、企業会計の資金不足・剰余金の合計を標準財政規模で除した率であり、個別に示すと次のとおりである。

会　計　名	令和７年度 実質収支額	比　率	令和６年度 実質収支額	比　率
一般会計	356,472千円	4.41%	288,174千円	3.72%
国民健康保険事業特別会計	1,608千円	0.02%	860千円	0.01%
後期高齢者医療事業特別会計	889千円	0.01%	556千円	0.00%
介護保険事業特別会計	34,219千円	0.42%	66,321千円	0.86%
会　計　名	令和７年度 資金不足・剰余金	比　率	令和６年度 資金不足・剰余金	比　率
港湾事業特別会計	0千円	0.00%	0千円	0.00%
下水道事業会計	57,606千円	0.71%	8,166千円	0.11%
水道事業会計	280,840千円	3.47%	321,348千円	4.16%
病院事業会計	△210,985千円	△2.61%	△619,534千円	△8.01%
合　　計	520,649千円	6.43%	65,891千円	0.85%
標準財政規模 （うち臨財債発行可能額）	8,094,606千円 （0千円）		7,733,621千円 （17,909千円）	

※連結実質赤字比率はプラス数値となった場合、比率は発生しないものとなる。

令和７年度決算における留萌市の赤字会計は、病院事業会計である。

病院事業については、費用のうち経費はやや減少したものの、大部分を占める給与費は横ばいで、他会計補助や負担金の減などによる収益の減少もあり、資金不足額は2億1,098万円となった。

資金不足比率は昨年の16.3％から経営改善推進事業債を活用し5.6％となったところであるが、依然厳しい経営状況が続いている。

令和７年度は病床数の適正化を図り、病床利用率が昨年度の43.8％から74.2％に向上し、「留萌市立病院経営強化プラン」の取り組みによって、経常収支は昨年度と比較して1億2,447万円の改善が見られた。

ただし、医師不足、物価高騰、人件費上昇に診療報酬が追い付かず十分な収益を確保できていないため、大学病院等に出向き常勤医の要望を行い医師確保に努めているところである。

今後も「留萌市立病院経営強化プラン」の確実な実行のもと病床数に応じた職員配置の適正化、費用の効率化を図るとともに住民から信頼される地域センター病院として、適正な地域医療体制の確保、経営の健全化に努められたい。

③　実質公債費比率について

実質公債費比率は実質的な公債費の財政負担状況を表すもので、３か年の平均比率を出すものである。

３か年の各単年度実質公債費比率は、

令和７年度　9.83964％

令和６年度　8.46088％

令和５年度　8.28914％

となっており、３か年平均の実質公債費比率は8.8％で、早期健全化基準の25.0％を下回っている。さらに、18％を下回っていることから、今年度においても地方債許可団体の要件には該当していない。

今後もより一層適正な管理に努めていただきたい。

④　将来負担比率について

令和７年度決算においては、将来負担比率が発生しないことから、特に指摘すべき事項はない。